

第
1823
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2001年)平成13年 6月12日 火曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◆個人事業時代から通算した退職金

Q：当社は法人成りして10年になる会社ですが、この度、個人事業当時から引き続き勤務していた使用人が退職し、退職金を支給しました。

退職金は個人事業当時の勤続年数を通算して計算したのですが、全額を法人の損金としてよいのでしょうか。

A：退職金の全額を損金に算入できます。

【解説】

個人事業を引き継いで設立された法人が、個人事業当時から引き続き在職する使用人に退職給与を支給した場合には、個人事業主負担分と法人負担分とを区分し、法人負担分をその退職した事業年度の損金に算入するのが原則です。

ただし、その退職が法人設立後相当期間を経過している時には、その支給した退職給与の全額を損金に算入して差し支えないこととされています。

この場合の「相当期間経過後」とはどれくらいの期間が必要かといった点について、具体的に何年といった定めはありませんが、一般的には所得税の減額更正ができる期間との関連で5年程度と考えられているようです。

ご質問の場合、法人設立後10年が経過していて、使用人の退職がいわゆる法人設立後相当期間経過後に行われていると認められますから、支給した退職金の全額を法人の損金に算入することができます。

